

# 再生利用認定制度 申請の手引き

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の8及び第15条の4の2  
に基づく廃棄物の再生利用に係る特例制度の申請要領

## 第1章 再生利用認定制度

- 1 再生利用認定制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 1
- 2 新規認定の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 13
- 3 変更認定の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 16
- 4 役員の変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 17
- 5 施設の軽微な変更等の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 18
- 6 休廃止等の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 19
- 7 認定後に適用を受ける規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 20

## 第2章 申請手続

- 1 留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 22
- 2 登録免許税の支払い方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 22
- 3 本制度に関するお問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・ p. 24

別添：申請書等の記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 25

令和7年10月 改訂版



環境省環境再生・資源循環局 資源循環課

## 第1章 再生利用認定制度

### 1 再生利用認定制度の概要

#### (1) 再生利用認定制度とは

環境省令で定める廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、当該再生利用の内容が生活環境の保全上支障がないものとして環境省令及び告示で定める基準に適合している場合に環境大臣の認定を受けることができるものとし、この認定を受けた者については、処理業の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理を業として行い、かつ、施設設置の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理施設を設置することができる制度である。

##### [解説]

平成9年の法改正によって創設された再生利用認定制度は、廃棄物の減量化を推進するため、生活環境の保全上支障がない等の一定の要件に該当する再生利用に限って環境大臣が認定する制度を設け、認定を受けたものについては処理業及び施設設置の許可を不要とする規制緩和措置を講じたものである。

なお、廃棄物の適正な処理を確保するために、認定を受けたものについても処理基準の遵守、帳簿の記載及び保存の義務等の規制は適用される。また、都道府県知事（施行令第27条に規定する政令市長を含む。以下同じ。）又は市町村長は、認定を受けたものに対する報告徴収、立ち入り検査、改善命令及び措置命令等の権限を有している。

#### (2) 認定の対象となる廃棄物

（規則第6条の2、第12条の12の2）

法第9条の8第1項又は第15条の4の2第1項の規定による環境省令で定める廃棄物は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、同条の規定による特例の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる廃棄物であって環境大臣が定めるものとする。

- ① ばいじん又は焼却灰であって、廃棄物の焼却に伴って生じたものその他の生活環境保全上支障が生ずるおそれがあるもの（資源として利用することが可能な金属を含むものを除く。）
- ② 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イにかかげるもの（資源として利用することが可能な金属を含むものを除く。）
- ③ 通常の保管状態の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによってその生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの

##### [解説]

認定の対象となる廃棄物は、再生利用により生活環境の保全上支障が生じることを防止するため、廃棄物自体が生活環境の保全上支障を生じさせない蓋然性の高いものに限定し、環境大臣が個別に告示により指定することとなっている。

この場合において、上記①から③の廃棄物は、以下の理由から本制度の対象とならない。

（対象とならない理由）

- ① ばいじん又は焼却灰等については、焼却時に生成されたダイオキシン類や重金属類を含有している可能性が高いため。
- ② 鉛蓄電池やシュレッダーダスト等バーゼル法上の有害特性を有する廃棄物については、その廃棄物自体が飛散することや処理の過程で発生する排ガスや排水等によって生活環境への影響に支障が生じるおそれがあるため。
- ③ 食品残渣や下水汚泥等腐敗性や揮発性を有している廃棄物については、その廃棄物自体の性状の変化により悪臭や汚水等が発生する可能性が高いため。

ただし、上記①及び②の廃棄物のうち、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「バーゼル法」という。）第2条第1項第1号イに掲げる有害特性を有し、金属を含む廃棄物であって、その金属を原材料として使用することができる程度に含む廃棄物については、その金属の回収・再生利用を円滑に推進していく必要があるため、3R推進の観点を踏まえ、生活環境の保全が確実に担保されることを前提とした上で、本制度の対象としている。

なお、上記③の廃棄物のうち、廃木材（廃棄物となった木材で、容易に腐敗しないように適切な除湿の措置を講じたものに限る。）については、構造改革特別区域法に基づく措置により、特別区域のみにおいて本制度の対象となっている。

本制度の対象となる再生利用は環境省告示で指定されており、現在、下記のもが定められている。（最終改正：令和6年2月13日環境省告示第7号）

- 1 廃ゴム製品（廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。））に含まれる鉄をセメントの原材料として使用する場合【一般廃棄物、産業廃棄物】
- 2 廃ゴム製品を鉄鋼の製造の用に供する転炉その他の製鉄所の施設において溶銑に再生し、かつ、これを鉄鋼製品の原材料として使用する場合【一般廃棄物、産業廃棄物】
- 3 廃プラスチック類を高炉で用いる還元剤に再生し、これを利用する場合（4の場合を除く。）  
【一般廃棄物、産業廃棄物】
- 4 廃プラスチック類をコークス炉においてコークス及び炭化水素油に再生し、これらを利用する場合【一般廃棄物、産業廃棄物】
- 5 廃肉骨粉（化製場から排出されるものに限る。）に含まれるカルシウムをセメントの原材料として使用する場合【一般廃棄物、産業廃棄物】
- 6 廃木材（廃棄物となった木材で、容易に腐敗しないように適切な除湿の措置を講じたものに限る。）を鉄鋼の製造の用に供する転炉その他の製鉄所の施設において溶銑に再生し、かつ、これを鉄鋼製品の原材料として使用する場合（構造改革特別区域法第2条第1項に規定する構造改革特別区域のみに限定）【一般廃棄物、産業廃棄物】
- 7 金属を含む廃棄物（当該金属を原材料として使用することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限る。）から、鋳物又は鋳物の製錬若しくは精錬を行う工程で生ずる副生成物等を原材料として使用する非鉄金属の製錬若しくは精錬又は製鉄の用に供する施設において、金属を再生品として得る場合【一般廃棄物、産業廃棄物】
- 8 建設汚泥（シールド工法若しくは開削工法を用いた掘削工事、杭基礎工法、ケーソン基礎工法若しくは連続地中壁工法に伴う掘削工事又は地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性のものに限る。）を河川管理者の仕様書に基づいて高規格堤防の築造に用いるために再生する場合【産業廃棄物のみ】
- 9 シリコン含有汚泥（半導体製造、太陽電池製造若しくはシリコンウエハ製造の過程で生じる専らシリコンを含む排水のろ過膜を用いた処理に伴って生じたものに限る。）を脱水して再生し、加工品を転炉又は電気炉において溶鋼の脱酸に利用する場合【産業廃棄物のみ】

### (3) 認定の基準

#### I 再生利用の内容の基準

(規則第6条の3、第12条の12の4)

- 1 当該申請に係る再生利用が当該再生利用に係る廃棄物の再生利用の促進に寄与するものであること。
- 2 当該再生によって得ようとする物（以下「再生品」という。）の性状を適合させるべき標準的な規格があること等当該再生品の性状が利用者の需要に適合していることを判断するに足りる条件が整備されていることにより、再生品の利用が見込まれること。
- 3 受け入れる廃棄物を再生品の原料として使用すること。
- 4 受け入れる廃棄物を主として燃料として使用することを目的とするものでないこと。
- 5 燃料として使用される再生品（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令第1条に規定する製品であって環境大臣が定めるものを除く。）を得るためのものでないこと。
- 6 通常の使用に伴って生活環境の保全上支障を生ずるおそれがない再生品を得るためのものであること。
- 7 受け入れる廃棄物の全部又は大部分を再生利用の用に供する施設に投入すること。
- 8 再生に伴い廃棄物をほとんど生じないものであること。ただし、資源として利用することが可能な金属に係る再生を行う場合は、この限りでない。
- 9 当該再生に伴い排ガスを生ずる場合には、排ガス中のダイオキシン濃度が1 m<sup>3</sup>当たり0.1ナノグラム以下となるものであること。
- 10 その他環境大臣が定める廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

#### [解説]

本制度の認定を受けようとする再生利用の内容は、規則第6条の3及び第12条の12の4に定める基準の全てに適合していることが求められる。

- 1 「再生利用の促進に寄与するものであること」とは、認定を受けようとする対象廃棄物のうち相当量のものが再生品として利用ができる見通しである等により当該廃棄物の再生利用の促進に寄与するものであることを求めている。
- 2 「当該再生品の性状が利用者の需要に適合していることを判断するに足りる条件が整備されていること」とは、再生品のJIS規格が定められている等、原材料や資材として利用が確実になされる条件がそろっており、再生により得た再生品の需要がなく、結果として廃棄物となってしまうようなものではないことを求めている。
- 4 廃棄物処理の優先順位に沿った処理を確保するため、廃棄物を原料として再生利用することに伴い結果として行われる燃焼を除き、燃料として用いる再生利用は対象としないこととしたものである。
- 5 「燃料として使用される再生品」とは、ごみ固形燃料（RDF）等をいう。なお、括弧内の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令第1条に規定する製品であって環境大臣が定めるもの」については、現時点においては定められていない。
- 6 「通常の使用に伴って生活環境の保全上支障を生ずるおそれがない再生品」とは、再生品自体が腐敗等により悪臭や汚水等の発生するおそれのない生活環境保全上支障がない再生品であることを求めている。
- 10 「その他環境大臣が定める廃棄物ごとに環境大臣が定める基準」については、現在、認定の対象となる廃棄物の種類ごとに以下の再生利用の内容の基準が定められている。

#### 〈廃ゴム製品に係る基準〉

次の① ②のいずれかに該当するものであること。

- ① 廃ゴム製品に含まれる鉄をセメントの原材料として使用するものであって、次のいずれにも該当するものであること。
  - イ 再生利用に供される廃ゴム製品のうち、廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る）であること。
  - ロ 再生品であるセメントが、同一の種類及び同等の品質のものの価格等と比較して、利用が確実に見込まれるものであること。

- ② 廃ゴム製品を鉄鋼の製造の用に供する転炉その他の製鉄所の施設において溶銑に再生し、かつ、これを鉄鋼製品の原材料として使用するものであって、再生品である鉄鋼製品が、同一の種類及び同等の性能のものの価格等と比較して、利用が確実に見込まれるものであること。

#### 〈廃プラスチック類に係る基準〉

次の①②のいずれかに該当するものであること。

- ① 廃プラスチック類を高炉で用いる還元剤に再生し、これを利用するものであって、次のイ及びロのいずれにも該当するものであること。
- イ 異物の除去、破碎、脱塩素、検査、分級その他の処理により、廃プラスチック類から還元剤を製造するものであること。
  - ロ 廃プラスチックから製造する還元剤を高炉において鉄鉱石を還元するために利用するものであること。
- ② 廃プラスチック類をコークス炉においてコークス及び炭化水素油に再生し、これらを利用するものであって、次のイからハまでのいずれにも該当するものであること。
- イ 異物の除去、破碎、分級、熱分解、精製その他の処理により、廃プラスチック類からコークス及び炭化水素油を製造するものであること。
  - ロ 廃プラスチック類から製造するコークスを専ら高炉において鉄鉱石を還元するものであること。
  - ハ 廃プラスチック類から製造する炭化水素油を化学製品の原材料として利用するものであること。

#### 〈廃肉骨粉に係る基準〉

- ① 廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメントの原材料として使用するものであること。
- ② 再生品であるセメントが、同一の種類及び同等の性能のものの価格等と比較して、利用が確実に見込まれるものであること。

#### 〈廃木材に係る基準〉

- ① 廃木材を鉄鋼の製造の用に供する転炉その他の製鉄所の施設において溶銑に再生し、かつ、これを鉄鋼製品の原材料として使用するものであること。
- ② 再生品である鉄鋼製品が、同一の種類及び同等の性能のものの価格等と比較して、利用が確実に見込まれるものであること。

#### 〈金属を含む廃棄物（当該金属を原材料として使用することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限る。）に係る基準〉

- ① 鉱物又は鉱物の製錬若しくは精錬を行う工程で生ずる副生成物等を原材料として使用する非鉄金属の製錬若しくは精錬又は製鉄の用に供する施設において、金属を含む廃棄物から金属を再生品として得るためのものであること。
- ② 廃棄物を原材料として使用するに当たって、前処理を行う場合にあっては、当該前処理に伴い生ずる廃棄物の適正な処理が行われるものであること。

#### 〈汚泥に係る基準〉

- ① 当該工事に係る仕様書に記載されたところにより、高規格堤防の築造材（地表から1.5m以上の深さの部分に用いられるものに限る。）として用いるための再生品を得るためのものであること。
- ② 当該工事に係る仕様書に記載された品質の再生品を得ることができるものであること。
- ③ 次に掲げる再生品を得ることができるものであること。
- イ 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法により検定した場合における検出値が別表の各項の左覧に掲げる物質ごとに当該各項の右欄に掲げる数値以下であること。

別表

|                  |                        |
|------------------|------------------------|
| カドミウム            | 検液 1 リットルにつき0.01mg以下   |
| 全シアン             | 検液中に検出されないこと。          |
| 有機燐              | 検液中に検出されないこと。          |
| 鉛                | 検液 1 リットルにつき0.01mg以下   |
| 六価クロム            | 検液 1 リットルにつき0.05mg以下   |
| 砒素               | 検液 1 リットルにつき0.01mg以下   |
| 総水銀              | 検液 1 リットルにつき0.0005mg以下 |
| アルキル水銀           | 検液中に検出されないこと。          |
| P C B            | 検液中に検出されないこと。          |
| ジクロロメタン          | 検液 1 リットルにつき0.02mg以下   |
| 四塩化炭素            | 検液 1 リットルにつき0.002mg以下  |
| 1, 2—ジクロロエタン     | 検液 1 リットルにつき0.004mg以下  |
| 1, 1—ジクロロエチレン    | 検液 1 リットルにつき0.02mg以下   |
| シス—1, 2—ジクロロエチレン | 検液 1 リットルにつき0.04mg以下   |
| 1, 1, 1—トリクロロエタン | 検液 1 リットルにつき1mg以下      |
| 1, 1, 2—トリクロロエタン | 検液 1 リットルにつき0.006mg以下  |
| トリクロロエチレン        | 検液 1 リットルにつき0.03mg以下   |
| テトラクロロエチレン       | 検液 1 リットルにつき0.01mg以下   |
| 1, 3ジクロロプロペン     | 検液 1 リットルにつき0.002mg以下  |
| チウラム             | 検液 1 リットルにつき0.006mg以下  |
| シマジン             | 検液 1 リットルにつき0.003mg以下  |
| チオベンカルブ          | 検液 1 リットルにつき0.02mg以下   |
| ベンゼン             | 検液 1 リットルにつき0.01mg以下   |
| セレン              | 検液 1 リットルにつき0.01mg以下   |

ロ コーン指数が0.4N/mm<sup>2</sup>以上又は一軸圧縮強度が0.1N/mm<sup>2</sup>以上であること。

〈シリコン含有汚泥に係る基準〉

- ① シリコン含有汚泥を脱水することにより、加工品に加工するための再生品を得るためのものであること。
- ② 次に掲げる要件を満たす再生品を得ることができるものであること。
  - イ 水分含有量が45%以下であること。
  - ロ シリコンの含有量が水分を除いた全重量の90%以上であること。
- ③ 加工品が転炉又は電気炉において溶鋼を脱酸するために利用されるものであること。

## Ⅱ 再生利用を行い、又は行おうとする者の基準

(規則第6条の4、第12条の12の5)

- 1 認定の申請の際5年以上当該申請に係る再生利用を業としての確に行っている者又は経理的及び技術的にこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、かつ、周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮された事業計画を有する者であること。
- 2 当該申請に係る再生利用の用に供する施設において得られる再生品の性状が事業計画に記載された当該再生品の性状に適合したものとなるよう、次に掲げる事項を適切に行うことができる者であること。
  - イ 受け入れる廃棄物の性状の分析及び管理
  - ロ 当該申請に係る再生利用の用に供する施設の運転管理
  - ハ 再生品の性状の分析及び管理
- 3 (一般廃棄物を受け入れる場合) 第4条の5第1項第1号、第10号から第14号まで及び第16号に規定する基準に従い、当該申請に係る再生利用の用に供する施設の維持管理をすることができる者であること。  
(産業廃棄物を受け入れる場合) 第12条の6に規定する基準に従い、当該申請に係る再生利用の用に供する施設の維持管理をすることができる者であること。
- 4 (当該申請に係る再生利用の用に供する施設が一般廃棄物処理施設である場合) 第4条の5に規定する基準(前号に掲げるものを除き、当該施設に係るもの(当該施設が焼却施設である場合には、同条第1項第2号ワを除く。)に限る。)に従い、当該一般廃棄物処理施設の維持管理をすることができる者であること。  
(当該申請に係る再生利用の用に供する施設が産業廃棄物処理施設である場合) 第12条の7に規定する基準(当該施設に係るもの(当該施設が令第7条第2号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2に掲げる施設である場合には、第12条の7第5項においてその例によるものとされた第4条の5第1項第2号ワを除く。)に限る。)に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をすることができる者であること。
- 5 次に掲げる者が当該申請に係る再生利用を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者であること。
  - イ 申請者が法人である場合には、その代表者又は当該申請に係る収集若しくは運搬又は処分に関する業務を行う役員
  - ロ 申請者が個人である場合には、当該者
- 6 当該再生に係る事業場(前号に規定する者以外の者が代表者であるものに限る。)において当該再生に関する技術上の業務を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者を有すること。
- 7 当該申請に係る再生利用を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- 8 (一般廃棄物を受け入れる場合) 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。  
(産業廃棄物を受け入れる場合) 法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
- 9 当該申請に係る再生利用を自ら行う者であること。
- 10 法、令及びこの省令の規定に違反していない者であること。
- 11 その他環境大臣が定める廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

### [解説]

本制度の認定を受けようとする再生利用を行い又は行おうとする者は規則第6条の4及び第12条の12の5に定める基準の全てに適合していることが求められる。

- 1 「5年以上当該申請に係る再生利用を業としての確に行っている者又は経理的及び技術的にこれと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、当該廃棄物の再生利用を5年以上にわたり、適正、確実に行えるような経理的基礎及び技術的な能力を有している者であることを求めている。

「周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮された事業計画を有する者」とは、大気汚染、水質汚濁、悪臭、振動、騒音等の生活環境の保全上の支障を生じない措置について具体的な計画を有することを求めている。

- 2 「受け入れる廃棄物の性状の分析及び管理」とは、受け入れる廃棄物に求められる性状を分析し、基準に適合しない廃棄物の混入等がないよう管理することをいう。
- 3 廃棄物処理施設（令第5条及び第7条に該当する施設。以下同じ。）に該当しない施設であっても、「第4条の5第1項第1号、第10号から第14号まで及び第16号に規定する基準に従い、当該申請に係る再生利用の用に供する施設の維持管理をすることができる」（一般廃棄物を受け入れる場合）「第12条の6に規定する基準に従い、当該申請に係る再生利用の用に供する施設の維持管理をすることができる」（産業廃棄物を受け入れる場合）とは、生活環境の保全上支障が生ずることがないように、維持管理の技術上の基準の一部を遵守することができることをいう。
- 4 廃棄物処理施設に該当する場合にあっては、規則第4条の5及び第12条の6で定める当該施設に係る維持管理の技術上の基準全て（ダイオキシン類濃度については最も厳しい0.1ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>以下。）を遵守することができる者であることを求めている。
- 5 「再生利用を的確に行うに足る知識及び技能を有する」とは、当該廃棄物及び当該廃棄物の処理について、性質、特徴、取扱方法、環境に与える影響等を熟知しており、かつ、処理を的確に行うための知識及び技能を有することをいう。
- 7 「経理的基礎を有する」とは、利益を計上できていること又は自己資本比率が1割を超えていることが望ましく、少なくとも債務超過の状態でないことが相当である。貸借対照表、損益計算書及び納税証明書等を審査し、経理的基礎の有無を判断することとなる。
- 8 廃棄物処理業に係る欠格要件に該当しないものであることを求めている。
- 9 「再生利用を自ら行う」とは、認定に係る再生利用を自ら行い、他人に委託してはならないことを求めている。
- 10 「その他環境大臣が定める廃棄物ごとに環境大臣が定める基準」については、現在、認定の対象となる廃棄物の種類ごとに以下のような再生利用を行い又は行おうとする者の基準が定められている。

#### 〈廃ゴム製品に係る基準〉

- ① 廃ゴム製品に含まれる鉄をセメントの原材料として使用するもの  
セメントの製造及び販売を主たる事業として行う者であって、再生品として製造したセメントの販売を円滑に行うことができることが事業の実績等に照らして明らかであるものであること。
- ② 廃ゴム製品を鉄鋼の製造の用に供する転炉その他の製鉄所の施設において溶銑に再生し、かつ、これを鉄鋼製品の原材料として使用するもの  
鉄鋼製品の製造及び販売を主たる事業として行う者であって、再生品として製造した鉄鋼製品の販売を円滑に行うことができることが事業の実績等に照らして明らかであるものであること。

#### 〈廃プラスチック類に係る基準〉

- ① 廃プラスチック類を高炉で用いる還元剤に再生しこれを利用する場合は、高炉による製鉄業を主たる事業とする事業者であって、自ら業として還元剤を製造するものであること。
- ② 廃プラスチック類をコークス炉においてコークス及び炭化水素油に再生し、これらを利用する場合は、製鉄業者であって自ら業としてコークスを製造するもの又は高炉で用いるコークスの製造及び販売を主たる事業とする事業者であって廃プラスチック類から製造したコークス及び炭化水素油の販売を円滑に行うことができることが事業の実績等に照らして明らかであるものであること。

#### 〈廃肉骨粉に係る基準〉

セメントの製造及び販売を主たる事業として行う者であって、再生品として製造したセメントの販売を円滑に行うことが事業の実績等に照らして明らかであること。

#### 〈廃木材に係る基準〉

鉄鋼製品の製造及び販売を主たる事業として行う者であって、再生品として製造した鉄鋼製品の販売を円滑に行うことができることが事業の実績等に照らして明らかであるものであること。

#### 〈金属を含む廃棄物（当該金属を原材料として使用することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限る。）に係る基準〉

- ① 再生品である金属その他の処理物を区分して保管及び搬出することができる者であること

- ② 金属の製造及び販売を主たる事業として行う者であって、再生品である金属の販売を円滑に行えることが事業の実績等に照らして明らかなものであること。
- ③ 金属を含む廃棄物の再生利用の用に供する施設が溶融炉である場合にあっては、次に掲げる基準に従い当該施設の維持管理をすることができる者であること。
- イ 溶融炉内への金属を含む廃棄物又は金属を含む廃棄物を焼結若しくはばい焼したもの（以下「金属を含む廃棄物等」という。）の投入は、定量ずつ連続的に行うこと。
  - ロ 溶融炉内に投入された金属を含む廃棄物等の温度を金属を得るために必要な温度以上とし、これを保つこと。
  - ハ 溶融炉内に投入された金属を含む廃棄物等の数量及び性状に応じ、金属を得るために必要な滞留時間を調節すること。
  - ニ 溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置の温度を連続的に測定し、かつ、当該温度及び当該温度から推定される溶融炉内の温度を記録すること。ただし、溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、記録する場合はこの限りでない。
  - ホ 溶融炉が適正に稼働していることを確認するため、溶融処理に伴い生ずる物（ばいじんを除く。）の流動状態が適正であることを定期的に確認すること。
  - ヘ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね 200℃以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね 200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。
  - ト 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（へのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。
  - チ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。
  - リ 排ガスによる生活環境の保全上の支障を生じないようにすること。
  - ヌ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
  - ル 溶融炉内に金属を含む廃棄物を投入するために必要な焼結又はばい焼を行う場合にあっては、次のこと。
    - (1) 金属を含む廃棄物の焼結又はばい焼を行う場合にあっては、焼結炉又はばい焼炉内のガスの温度を焼結又はばい焼を行うために必要な温度に保つとともに、焼結炉又はばい焼炉内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
    - (2) 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
    - (3) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
- ④ 金属を含む廃棄物の再生利用の用に供する施設が浸出槽である場合にあっては、次に掲げる基準に従い当該施設の維持管理をすることができる者であること。
- イ 浸出槽内の水素イオン濃度指数を測定し、金属を含む廃棄物等及び浸出液の供給量を適度に調整すること。
  - ロ 金属を含む廃棄物等と浸出液との混合を十分に行うこと。
  - ハ 浸出液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。
  - ニ 電解槽から生じる排水による生活環境の保全上の支障を生じないようにすること。
  - ホ 浸出槽内に金属を含む廃棄物を投入するために必要な焼結又はばい焼を行う場合にあっては、③のルの規定の例によること。
- ⑤ 金属を含む廃棄物の再生利用の用に供する施設が回転炉床型の還元炉である場合にあっては、次に掲げる基準に従い当該施設の維持管理をすることができる者であること。
- イ 還元炉内への金属を含む廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行うこと。
  - ロ 還元炉内の温度を金属を得るために必要な温度以上に保つこと。
  - ハ 還元炉内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

- ニ 還元炉の回転速度に伴い、還元炉内に投入された金属を含む廃棄物等の数量及び性状に応じ、金属を得るために必要な滞留時間を調節すること。
- ホ 還元炉床にたい積した物を定期的に除去すること。
- ヘ 再生品である金属の回収の用に供する集じん器に流入する金属を含有した燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却すること。ただし、集じん器内で金属を含有した燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。
- ト 再生品である金属の回収の用に供する集じん器に流入する金属を含有した燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- チ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。
- リ 排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。
- ヌ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
- ル 還元炉内に金属を含む廃棄物を投入するために必要な造粒（物を処分するために、粉碎し、押し出しにより成形し、水を均一に混合し、かつ、乾燥することをいう。）を行う場合にあっては、次によること。
  - (1) 定期的に保管設備を点検し、金属を含む廃棄物が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。
  - (2) 破碎設備にあっては次によること。
    - (イ) 破碎設備に投入する金属を含む廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。
    - (ロ) 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
  - (3) 乾燥設備にあっては次によること。
    - (イ) 乾燥室の出口における温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
    - (ロ) 排ガスに係る管路を定期的に清掃すること。

#### 〈汚泥に係る基準〉

- ① 次に掲げる事項を記載した仕様書に基づき再生品の製造を行う者であること。
  - イ 当該再生品を用いようとしている高規格堤防の位置
  - ロ 当該高規格堤防の築造に用いようとしている再生品の数量
  - ハ 当該高規格堤防の築造に用いようとしている再生品の性状（再生品を使用する場所の状況に応じて生活環境の保全上支障が生じないようにするために満たすべき水素イオン濃度に関する事項を含む。）
  - ニ 当該高規格堤防の築造に再生品を用いようとしている時期
- ② 再生品とその他の処理物を区分して保管及び搬出することができる者であること。

#### 〈シリコン含有汚泥に係る基準〉

再生品の販売を円滑に行うことができることが事業の実績等に照らして明らかである者であること。

### Ⅲ 再生利用の用に供する施設の基準

(規則第6条の5、第12条の12の6)

- 1 (一般廃棄物を受け入れる場合) 第4条第1項第1号、第3号から第6号まで及び第15号に規定する基準に適合していること。  
(産業廃棄物を受け入れる場合) 第12条第1号及び第3号から第7号までに規定する基準に適合していること。
- 2 (当該施設が一般廃棄物処理施設である場合) 第4条に規定する基準(1に掲げるものを除き、当該施設に係るものに限る。)に適合していること。  
(当該施設が産業廃棄物処理施設である場合) 第12条の2に規定する基準(当該施設に係るものに限る。)に適合していること。
- 3 申請書に記載された処理能力を有すること。
- 4 施設の設置に関する計画が当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。
- 5 その他環境大臣が定める廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

[解説]

本制度の認定を受けようとする再生利用の用に供する施設は規則第6条の5、第12条の12の6に定める基準の全てに適合していることが求められる。

- 1 廃棄物処理施設に該当しない施設であっても、生活環境の保全上支障が生ずることがないように、廃棄物処理施設の技術上の基準の一部については適合することを求めている。
- 2 廃棄物処理施設に該当する施設については、規則第4条及び第12条の2で定める当該施設の技術上の基準全て(ダイオキシン類濃度については最も厳しい $0.1\text{ng-TEQ}/\text{Nm}^3$ 以下。)に適合することを求めている。
- 4 「当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたもの」とは、再生利用に係る処理を行うことで、大気汚染、水質汚濁、悪臭、振動、騒音等により、周辺地域に生活環境の保全上支障が生ずることがないように、適正に配慮されたものであること。
- 5 「その他環境大臣が定める廃棄物ごとに環境大臣が定める基準」については、現在、認定の対象となる廃棄物の種類ごとに以下のような再生利用の用に供する施設が定められている。

#### 〈汚泥に係る基準〉

申請書に記載された方法により再生を行うために薬剤を用いる場合は、汚泥及び薬剤を均一に混合することができる混練設備及び当該混合物の性状を安定させるための養生を十分に行うことができるようにするための場所が設けられていることとする。

#### 〈シリコン含有汚泥に係る基準〉

シリコン含有汚泥を脱水するための施設が移動式のものである場合は、シリコン含有汚泥の脱水に伴って生じた脱離液を当該シリコン含有汚泥を排出した廃水処理施設に移送するために必要な配管、ポンプその他の設備を有することとする。

### Ⅳ 再生利用の認定の特例

(規則第6条の6、第12条の12の7)

再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物(産業廃棄物)のうち、当該一般廃棄物(産業廃棄物)に係る再生利用が次の各号のいずれにも適合しているときは、規則第6条の4第4号及び第6条の5第2号(第12条の12の5第4号及び第12条の12の6第2号)の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

- 1 当該一般廃棄物(産業廃棄物)に係る再生利用を行い、又は行おうとする者が、環境大臣が定める基準に従い、当該一般廃棄物(産業廃棄物)の再生利用の用に供する施設の維持管理をすることができること。
- 2 当該施設が環境大臣が定める基準に適合していること。

[解説]

再生利用の認定の特例を定めるものであり、上記に該当する場合には、再生利用を行い、又は行おうとする者の基準、再生利用の用に供する施設の基準の一部が適用除外となる。

「環境大臣が定める基準」については、現在、以下の基準が定められている。

〈鉄鋼の製造の用に供する転炉及び附帯設備の維持管理に係る基準〉

鉄鋼の製造の用に供する転炉及び附帯設備（以下「転炉等」という。）の維持管理の技術上の基準及び技術上の基準を次のように定める。

- 1 転炉等の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。
  - イ 転炉内を廃ゴムタイヤその他の廃ゴム製品（ゴムと鉄を原材料として製造された製品が廃棄物となったものに限る。以下「廃ゴムタイヤ等」という。）のガス化に必要な温度に保つこと。
  - ロ 転炉から排出される熱分解ガス（転炉内において廃ゴムタイヤ等の熱分解によるガス化によって得られたガスをいう。以下同じ。）の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
  - ハ 除去設備に流入する熱分解ガスの温度をおおむね 200℃以下に冷却すること。ただし、除去設備内で熱分解ガスの温度を速やかにおおむね 200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。
  - ニ 除去設備に流入する熱分解ガスの温度（ハのただし書きの場合にあっては、除去設備内で冷却された熱分解ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。
  - ホ 冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんを除去すること。
  - ヘ 除去設備の出口における熱分解ガス中の別表に定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が 0.1ng/m<sup>3</sup> 以下となるように廃ゴムタイヤ等のガス化を行うこと。
  - ト 除去設備の出口における熱分解ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年 1 回以上、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素の濃度を 6 月に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。
  - チ ばいじんの溶融を行う場合にあっては、ばいじん処理設備に投入されたばいじんの温度をその融点以上に保つこと。
  - リ ばいじんの焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を 1,000℃以上に保つとともに、焼成炉中の温度を測定し、かつ、記録すること。
  - ヌ ばいじんのセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。
  - ル 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
- 2 転炉等の技術上の基準は、次のとおりとする。
  - イ 定量ずつ廃ゴムタイヤ等を転炉に投入することができる供給装置が設けられていること。
  - ロ 転炉が次の要件を備えていること。
    - (1) 廃ゴムタイヤ等を熱分解によりガス化し、及び溶銑を得るために必要な温度を適正に保持することができるものであること。
    - (2) 熱分解ガスが外気へ流出しないこと。
    - (3) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。
  - ハ 転炉から排出される熱分解ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
  - ニ 除去設備に流入する熱分解ガスの温度をおおむね 200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、除去設備内で熱分解ガスの温度を速やかにおおむね 200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。
  - ホ 熱分解ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素を除去する設備が設けられていること。
  - ヘ 除去設備に流入する熱分解ガス（ニのただし書きの場合にあっては、除去設備内で冷却された熱分解ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
  - ト 次の要件を備えたばいじん処理設備が設けられていること。
    - (1) ばいじんが飛散し、及び流出しない構造のものであること。
    - (2) ばいじんの溶融を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。
      - (イ) ばいじんの温度をその融点以上にすることができるものであること。
      - (ロ) 溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。

- (3) ばいじんの焼成を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。
- (イ) 焼成炉中の温度が 1,000℃以上の状態でばいじんを焼成することができるものであること。
  - (ロ) 焼成炉中の温度を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
  - (ハ) 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。
- (4) ばいじんのセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。

別表（第2号へ関係）

日本工業規格 K0311 に定める方法によるほか、次によること。

ア 熱分解ガスの採取に当たっては、廃ゴムタイヤ等の熱分解の反応状態が安定した時点から 1 時間以上経過した後、4 時間以上採取すること。

イ 採取した熱分解ガスは、温度が 0℃であって、圧力が 101.3kPa の状態のものに換算すること。

ウ 次の式により、熱分解ガス中の塩素化合物の種類ごとの濃度について、補正を行うこと。

$$C_{ic} = C_i \times (21 - 12) / (21 - O_s) / Q$$

$C_{ic}$  塩素化合物の補正濃度 (ng/m<sup>3</sup>)

$C_i$  日本工業規格 K0311 の 7.4.3 に規定する方法により得られた当該塩素化合物の濃度 (ng/m<sup>3</sup>)

$O_s$  熱分解ガス中の酸素の濃度 (%)

$Q$  熱分解ガス 1 m<sup>3</sup> 当たりの乾きガス量

エ 2,3,7,8-テトラクロロジベンゾーパラジオキシンの毒性への換算については、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（総理府令第67号）第3条の規定の例によること。

**（４）金属を含む廃棄物（当該金属を原材料として使用することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限る。）を扱う場合の留意点**

- 1 排出事業者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付を要すること。
- 2 認定を受ける者は、環境保全のために講じる措置や積極的な情報公開について環境大臣と自主的な協定を締結するなど自主的に取り組む姿勢を明らかにするとともに、事業の実施に当たり積極的な情報公開により生活環境の保全上支障がなく効率的かつ確実に再生利用を実施していることを明らかにすること。

〔解説〕

- 1 金属を含む廃棄物（当該金属を原材料として使用することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限る。）以外の廃棄物に係る再生利用認定制度においては、認定を受けた者に当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を委託する場合、マニフェストの交付は要しないこととされている。

これは、「当該再生に伴い廃棄物（再生品を除く。）をほとんど生じないこと。」という再生利用認定の要件のもと、認定を受けた者に引き渡す場合にはほぼ全量が再生されることが確実であり、再生が確実になされた時点で廃棄物の処理が完結するためである。

一方、金属を含む廃棄物（当該金属を原材料として使用することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限る。）については、事業の特性から前処理工程、再生工程において相当の残さが生じることが想定され、これら廃棄物の処理についても排出事業者はその責任を全うする必要があることから、これを担保する方法としてマニフェストの交付が必要である。加えて、バーゼル法上の有害特性を有する廃棄物である場合もあることから、マニフェストは不可欠である。

- 2 金属を含む廃棄物（当該金属を原材料として使用することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限る。）の再生利用においては、認定を受けた内容を行う限り、周辺的生活環境保全に影響を及ぼさないものであるが、認定の対象となる廃棄物は有害性を有する廃棄物である場合もあり、事業者が自主的に、原材料とする当該廃棄物の量や性状、生産設備における環境保全のための措置、金属の再生利用量等を公表することにより周辺住民や国民の不安感を払拭し、当該廃棄物の再生利用の有効性を明らかにすることが重要である。

これを明確にするための一手法として、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会廃棄物の区分等に関する専門委員会報告「バーゼル条約に基づく有害廃棄物の再生利用認定制度における取扱に関する検討結果報告」（平成19年3月28日）では、自主的な協定を環境大臣と締結するなど認定を受ける事業者において自主的に取り組む姿勢を明らかにすることが考えられる、とされている。

自主的な協定では以下のような内容が示されることが考えられる。

- ① 再生利用の過程における周辺生活環境への配慮  
再生利用する廃棄物の収集・運搬や生産設備において環境保全のために講じる措置の内容を明らかにする。
- ② 積極的な情報公開  
周辺住民はもとより、広く国民に再生利用の有効性や環境配慮の状況について周知する。  
具体的な内容としては、
  - イ 受け入れる廃棄物の量及び性状
  - ロ 周辺生活環境への影響の低減に関する措置の内容と講じたことによる結果（排ガスや排水の状況等）
  - ハ 排出される廃棄物の処理とその処理状況
  - ニ 再生利用される金属の種類及び量
  - ホ 情報公開の頻度及び方法等が考えられる。
- ③ 環境省への報告  
協定に記載された取組の推進状況等については、定期的に環境省へ報告する。

## 2 新規認定の申請

### （１）申請の流れ

- ① 本制度に対する照会・構想の相談  
申請希望者は、具体的な申請手続きに入る前に、申請希望者の持つ構想が本制度に適したものであるか否かを判断するため、再生利用を行う一般（産業）廃棄物の種類を決定し、事業計画の概要がまとまった段階で、環境省資源循環課にご相談ください。
- ② 事前確認  
①の相談で申請希望者の構想が本制度に適したものであると判断された場合、申請希望者は、処理に係る体制を認定の各基準に照らし合わせながら具体的に構築し、申請書類を作成し、環境省資源循環課で事前確認を受けてください。
- ③ 審査（申請書類の提出）  
事前確認で了解を得られた後は、申請書類を環境省資源循環課に提出してください。申請書類に不備がない場合は、正式に受理し、審査を開始します。  
審査では、申請内容の認定基準への適合や行政処分の有無等の確認を行います。必要に応じて現地調査による確認を行う場合もあります。（事前確認の段階で行う場合もあります。）
- ④ 標準処理期間  
新規申請の認定に係る標準処理期間は3箇月です。審査の進捗等に係る連絡はいたしませんので、環境省からの連絡をお待ちください。なお、この期間は、環境省の担当者が申請書類を受理した日から認定日までの期間（申請書類の受理後書類の不備が発覚した場合の補正期間は除く。）であり、事前確認に係る期間は含まれません。

## (2) 申請書提出事項

(規則第6条の6の2、第12条の12の7)

- 1 次に掲げる事項を記載した事業計画
  - イ 事業計画の概要
  - ロ 当該申請に係る再生利用の内容に関する次に掲げる事項
    - (1) 再生利用を行う一般（産業）廃棄物の種類及び性状
    - (2) 再生の方法
    - (3) 再生品の種類及び性状並びに当該再生品を適合させようとしている日本工業規格その他の規格等の名称及び内容
    - (4) 再生品の利用方法並びに価格及び需要の見込み
    - (5) 事業の規模
  - ハ 当該再生に係る事務所及び事業場の所在地
  - ニ 法第7条第6項又は第14条第6項の許可を受けている場合には、当該許可に係る事業の範囲
  - ホ 法第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けている場合には、当該許可に係る施設の種類
  - ヘ 申請者が設置し、又は設置しようとする当該申請に係る再生利用の用に供する全ての施設に関する次に掲げる事項
    - (1) 施設の設置の場所
    - (2) 施設の種類
    - (3) 施設の処理能力
    - (4) 施設の位置、構造等の設置に関する計画
    - (5) 施設の維持管理に関する計画
    - (6) 施設を設置しようとする場合には、着工予定年月日及び使用開始予定年月日
- 2 当該申請に係る再生利用を行う一般（産業）廃棄物及び再生品の性状を明らかにする書類
- 3 再生に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類、性状、数量及び処理方法を記載した書類
- 4 施設を設置している場合には、申請者が当該施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
- 5 施設を設置しようとする場合には、工事の着工から施設の使用開始に至る具体的な計画書
- 6 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 7 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- 8 （一般廃棄物）申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面  
（産業廃棄物）申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 9 申請者が法人である場合には、役員の氏名及び住所を記載した書類
- 10 申請者が法人である場合において、発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主又は者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該者のなした出資の金額を記載した書類
- 11 第6条の4第6号に規定する者の履歴書
- 12 当該申請に係る収集若しくは運搬又は処分の事業に従事する者の人数を記載した書類
- 13 当該申請に係る収集若しくは運搬又は処分の事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 14 申請者が法人である場合には、直前5年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 15 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 16 当該申請に係る再生利用又はそれに相当する行為の業務経歴を記載した書類
- 17 第1号ロ(3)の規格等の写し

- 18 当該申請に係る再生利用の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- 19 施設を設置しようとする場合には、当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
- 20 施設を設置している場合には、排ガス中のばい煙量及びばい煙濃度並びに環境大臣が定める方法により算出したダイオキシン類の濃度並びに排水の汚染状態（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項に規定する汚染状態をいう。）を記載した書類
- 21 その他第6条の2及び第12条の12の2の規定により環境大臣が定める一般廃棄物及び産業廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面

〔解説〕

- 1 再生利用認定の申請書類（様式A）に記載する事項である。なお、別添（記入例）も参考にすること。
  - イ 様式1に示すとおり、事業計画概要、再生利用フロー、環境保全対策等について記載すること。
  - ロ (1)の「種類」とは、廃ゴム製品や廃プラスチック類等、対象となる廃棄物の品目をいい、一般廃棄物の場合も法第2条第4項及び施行令第2条に規定する産業廃棄物の種類に準じて記入すること。また「性状」とは、標準的なものの形状や組成等を示す。（(3)における「性状」も同様。）
    - (2)は、脱水、焼成、破碎等、廃棄物の処理の種類をいう。
    - (4)の「価格及び需要の見込み」は、過去の実績等から推定すること。
    - (5)の「事業の規模」とは、再生品の製造能力及び廃棄物の処理能力をいう。
- 二 「当該許可に係る事業範囲」とは、廃棄物処分業の許可証の事業の範囲に相当する部分に記載されている内容をいう。
  - ホ 「当該許可に係る施設の種類の」とは、廃棄物処理施設の許可証の施設の種類のに相当する箇所に記載されている内容をいう。
  - へ (4)の「構造等の設置に関する計画」には、施設の技術上の基準（規則第4条、第12条、第12条の2）適合状況について、単に基準に適合しているかどうかではなく、具体的な根拠も含めて記述する。
    - (5)の「維持管理に関する計画」には、施設の維持管理の技術上の基準（規則第4条の5、第12条の6第12条の7）適合状況について、単に基準に適合しているかどうかではなく、具体的な根拠も含めて記述する。
- 4 「当該施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権限を有すること）を証する書類」とは、申請者の土地登記簿謄本、固定資産税課税台帳種類別明細書、貸借契約書等をいう。
- 5 「具体的な計画書」とは、施設設置工事工程表等をいう。
- 6 「登記事項証明書」については、添付を省略することができる（p.16 中※印を参照してください）。ただし、共同企業体（JV）の場合は共同企業体協定書等を添付すること。
- 8 様式8を参考に、申請者自身が欠格要件に該当しないことを誓約する文書を作成し添付すること。
- 10 「当該株主又は者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該者のなした出資の金額を記載した書類」については、有価証券報告書の写し等でもよい。
- 11 「当該再生に係る事業場において当該再生に関する技術上の業務を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者」と認められる者の履歴書をいう。
- 14 「法人税の納付すべき額及び納税済額を証する書類」とは、法人税の納税証明書の原本をいう。
- 15 「所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類」とは、所得税の納税証明書の原本をいう。
- 18 様式18に示す再生利用施設の概要並びに製造工程の概念図、製造工程の詳細図、再生処理フロー図、附近見取図（施設配置図）、平面図、立面図、構造図、断面図、廃棄物投入位置図、廃棄物投入設備図及び設計計算書等をいう。
- 19 様式19に示す再生利用施設に係る生活環境調査結果を示す。なお、その内容は、廃棄物処理施設設置許可申請時に添付する「生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類」に準じる。

- 21 「その他環境大臣が定める廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面」については、次のとおり廃棄物の種類ごとに書類及び図面が定められている。

〈廃肉骨粉の場合〉

再生利用をする廃肉骨粉が適正に利用されることについて、当該再生利用の用に供する施設の所在地を管轄する農林水産省地方農政局長（北海道にあっては同省生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）が作成する確認書

〈汚泥の場合〉

- ① 再生品を高規格堤防の築造材として利用しようとしている河川管理者の名称を記載した書類
- ② 当該高規格堤防の築造に係る工事の発注者から交付を受けた確認書及びこれに添付された当該工事に係る仕様書の写し

〈シリコン含有汚泥の場合〉

- ① 再生品について乾燥、粉碎等の加工（以下「加工」という。）を行う事業者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地を記載した書類
- ② ①に掲げる事業者における再生品の加工の方法並びに再生品の加工を行う施設の概要及び所在地を記載した書類
- ③ 製鉄業者であって加工を行った再生品（以下「加工品」という。）を利用するもの（以下「製鉄業者」という。）の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地を記載した書類
- ④ 製鉄業者における加工品の利用の方法並びに加工品を利用する施設の概要及び所在地を記載した書類
- ⑤ 加工品を利用することについて製鉄業者の同意を得たことを証する書類

※ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、申請者が行政機関に必要な情報を提供することにより、行政機関が確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、申請等をする者に係る登記事項証明書等を添付することを要しないとされています。

今般、法務省と連携し、環境省においても商業登記法に規定する登記事項証明書のシステム確認が可能な環境を令和3年9月22日に導入しましたので、当該登記事項証明書の添付が必要な手続きにおいて（新規申請、法人の情報変更等）、申請又は届出に提出を要する当該登記事項証明書に係る「商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地」が申請書等に記載されている場合は、当該登記事項証明書の添付を省略することができます。

### 3 変更認定の申請

#### （1）申請の流れ

新規認定と同様、申請希望者は、環境省資源循環課で事前確認を受けた後、提出してください。

#### （2）変更の認定

（法第9条の8第6項、第15条の4の2第3項、規則第6条の7の2、第12条の12の7）

認定を受けた者は、第2項第2号に掲げる事項の変更（当該認定に係る再生利用の用に供する施設以外の再生利用の用に供する施設（当該認定に係る再生利用の内容以外の内容の再生利用を行わないものに限る。）の設置を含む。）をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りではない。

環境省令で定める軽微な変更とは、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

- 1 第6条の6の2第1号の事業計画に記載した当該認定に係る再生利用の用に供する施設の処理能力（当該処理能力について法第9条の8第6項の変更の認定を受けたときは、変更後のもの。以下この号において同じ。）に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が増大するもの
- 2 当該認定に係る再生利用の用に供する施設の構造又は設備の変更
- 3 当該認定に係る再生利用の用に供する施設以外の再生利用の用に供する施設の設置

[解説]

- ◎ 再生利用の用に供する施設の構造若しくは規模の変更又は当該認定に係る再生利用の用に供する施設を追加する場合には、事後の届出ではなく事前に変更の認定の申請を行い、環境大臣の変更の認定を受ける必要がある。

### (3) 変更認定申請書

#### I 変更申請書記載事項

(規則第6条の7第1項、第12条の12の7)

変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 認定の年月日及び認定番号
- 3 変更に係る施設の設置の場所
- 4 変更に係る施設の種類
- 5 変更の内容
- 6 変更の理由
- 7 変更のための工事の着工予定日及び変更後の使用開始予定年月日

[解説]

変更の認定申請は、申請書類(様式B)を用いて行うこととなる。なお、別添(記入例)を参考にすること。

#### II 添付書類・図面

(規則第6条の7第2項、第12条の12の7)

前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 1 令第5条の7に規定する認定証
- 2 変更後の施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- 3 処理行程に変更がある場合には、変更後の処理工程図
- 4 施設を設置しようとする場合には、当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類。

## 4 役員の変更の届出

### (1) 役員変更の届出

(規則第6条の6の3第1項、第12条の12の7)

認定を受けた者が法人である場合において、役員に変更があったときは、当該変更の日から30日以内に、新たに就任した役員の氏名及び住所を届け出なければならない。

### (2) 届出書

(規則第6条の6の3第2項、第12条の12の7)

### (3) 提出先

一般廃棄物：環境省資源循環課

産業廃棄物：施設の所在地を所管する地方環境事務所

届出書には、当該新たに就任した役員が法第7条第5項第4号イからチ、第14条第5項第2号イ又はロまでに該当しないものであることを誓約する書面及び登記事項証明書を添付するものとする。

[解説]

様式8に示すとおり、申請者が欠格要件に該当しないことを誓約した文書類をいう。  
なお、登記事項証明書は添付を省略することができます（p. 16 中※印を参照してください）。

## 5 施設の軽微な変更等の届出

### （１）施設の軽微な変更等の届出

（法第9条の8第8項、第15条の4の2第3項）

認定を受けた者は、第2項第1号に掲げる事項の変更又は第6項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

[解説]

軽微な変更とは、本章の3（2）に記載されているとおりである。

### （２）届出書

#### I 変更届出書記載事項

（規則第6条の8第1項、第12条の12の7）

変更の届出は、当該変更の日から10日（法人で登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 認定の年月日及び認定番号
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由
- 5 変更の年月日

[解説]

変更の届出書は、様式Dより提出すること。

#### II 添付書類・図面

（規則第6条の8第2項、第12条の12の7）

- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
  - 1 法第9条の8第2項第1号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあっては住民票の写し、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - 2 前条に規定する軽微な変更の場合には、次に掲げる書類及び図面
    - イ 変更後の施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、及び設計計算書並びに当該変更後の施設の付近の見取図
    - ロ 当該認定に係る再生利用認定の用に供する施設の維持管理に関する計画に変更があった場合には、当該変更後の施設の維持管理に関する計画を記載した書類

[解説]

- 1 登記事項証明書は添付を省略することができます（p. 16 中※印を参照してください）。

### （３）提出先

一般廃棄物：環境省資源循環課

産業廃棄物：施設の所在地を所管する地方環境事務所

## 6 休廃止等の届出

### (1) 休廃止等の届出

(令第5条の8、第7条の6)

- 1 認定を受けた者は、当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は当該認定に係る再生利用の用に供する施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該施設を再開したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

[解説]

休廃止等の届出は、当該休廃止等の日から10日以内に環境大臣に行わなければならない。

### (2) 届出書

(規則第6条の10、第6条の11、第12条の12の7)

- 1 事業の廃止の届出  
廃止の届出は、当該廃止の日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 認定の年月日及び認定番号
  - (3) 廃止した事業の範囲
  - (4) 廃止の理由
  - (5) 廃止の年月日
- 2 再生利用の用に供する施設の廃止等の届出  
再生利用の用に供する施設の廃止若しくは休止又は再開の届出は、当該廃止若しくは休止又は再開の日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 認定の年月日及び認定番号
  - (3) 施設の設置の場所
  - (4) 施設の種類
  - (5) 廃止若しくは休止又は再開の理由
  - (6) 廃止若しくは休止又は再開の年月日

[解説]

事業の廃止、変更及び再生利用の用に供する施設の廃止等の届出については様式C又はEにより提出すること。

### (3) 提出先

一般廃棄物：環境省資源循環課

産業廃棄物：施設の所在地を所管する地方環境事務所

## 7 認定後に適用を受ける規定

### (1) 再生利用に関する報告

(規則第6条の12、第12条の12の7)

認定を受けた者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該認定に係る一般（産業）廃棄物の再生利用に関し、当該一般（産業）廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 法第9条の8第1項又は第15条の4の2第1項の認定の年月日及び認定番号
- (3) 当該認定に係る施設において再生利用を行つた一般（産業）廃棄物の種類及び数量並びに再生により得られた再生品並びに当該再生に伴い生じた廃棄物（再生品を除く。）の種類及び数量
- (4) 再生品の利用状況
- (5) 再生に伴い生じた廃棄物（再生品を除く。）の処分方法ごとの処分量

[解説]

認定を受けた者は、当該認定に係る再生利用の状況について、実績を報告しなければならない。様式Fを参照のこと。

[提出先]

一般廃棄物：環境省資源循環課

産業廃棄物：施設の所在地を所管する地方環境事務所

### (2) 収集運搬における表示と書面の備付け

(令第6条第1項第1号、規則第7条の2第1項第4号、第6号、第7条の2の2第1項第4号、第3項、第4項)

産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、法第15条の4の2第1項の認定を受けた旨、以下のとおり表示するとともに、認定書の写しを備え付けなければならない。

- (1) 船舶を用いて収集又は運搬を行う場合

産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨、認定を受けた者の氏名又は名称及び認定番号を、規則様式第1号（省略）により船橋の両側（船橋のない船舶にあつては、両げん）に鮮明に表示する。

- (2) 運搬車を用いて収集又は運搬を行う場合

産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、認定を受けた者の氏名又は名称及び認定番号を、車体の両側面に鮮明に表示することにより行う。

また、識別しやすい色の文字で表示するものとし、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨については日本工業規格Z8305に規定する140ポイント以上の大きさの文字、それ以外の事項については、日本工業規格Z8305に規定する90ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示しなければならない。

[解説]

認定を受けた者が再生利用に係る収集運搬を行う場合は、船舶及び運搬車への表示義務が課される。なお、運搬車の場合は、文字のポイントが規定されていることに注意が必要である。

### (3) 廃棄物処理基準の遵守、帳簿の備付け、記載及び保存の義務

(法第9条の8第5項、法第15条の4の2第3項)

認定を受けた者については、以下の次項について一般（産業）廃棄物処理業者とみなされる。

- (1) 一般（産業）廃棄物処理基準の遵守義務
- (2) 受託禁止義務（処理業者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の収集運搬又は処分を受託してはならない。）
- (3) 帳簿の備付け、記載、保存義務

[解説]

認定を受けた者が再生利用を行うに当たっては、「(2) 収集運搬における表示と書面の備付け」の他、一般（産業）廃棄物処理業者と同様に適用される規定があることに注意が必要である。

#### （４）都道府県知事又は市町村長による報告徴収、改善命令等

（法第 9 条の 8 第 5 項、法第 15 条の 4 の 2 第 3 項）

認定を受けた者については、以下の次項について、都道府県知事又は市町村長の指導監督の対象となる。

- （１）報告徴収
- （２）改善命令

〔解説〕

認定を受けた者については、一般（産業）廃棄物処理業者と同様に、報告徴収及び改善命令の対象となる。その他、都道府県知事又は市町村長は、認定を受けた者に対して、法第 18 条第 1 項に基づく報告徴収や法第 19 条第 1 項に基づく立入検査や法第 19 条の 4 又は法第 19 条の 5 に基づく措置命令の権限を有していることにも注意が必要である。

## 第2章 申請等手続

### 1 留意事項

- (1) 産業廃棄物の認定に係る**申請**には、e-Gov 電子申請サービスを利用する。操作方法は、「e-Gov 電子申請サービス利用マニュアル」を参照すること。

＜様式・e-Gov電子申請サービス利用マニュアルの掲載場所＞

環境省HP（再生利用認定制度関連） <https://www.env.go.jp/recycle/waste/sai-nin/index.html>

- (2) 一般廃棄物に係る**申請及び届出、報告**、産業廃棄物の認定に係る**届出及び報告**は、メールで提出する。提出先メールアドレスは各提出先窓口へ確認すること。
- (3) いずれの手続きも紙媒体で提出することも可能である。紙媒体での提出を希望する場合は、次のとおりを作成すること。
- ① A4用紙を使用すること。ただし、登記簿の謄本等は他の大きさの用紙でも差し支えない。
  - ② 申請書類は2穴ハードファイルに綴じること。登記簿の謄本等もファイルのポケット等に入れたりせず、直接穴を開けてファイルに綴じること。
- (4) 一般廃棄物と産業廃棄物に共通する以下の場合については、一般廃棄物分と産業廃棄物分を一つの申請書にまとめて申請することも可能である。その際はメール又は紙媒体で提出すること。
- ① 廃ゴム製品（廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。））に含まれる鉄をセメントの原材料として使用する場合
  - ② 廃ゴム製品を鉄鋼の製造の用に供する転炉その他の製鉄所の施設において溶銑に再生し、かつ、これを鉄鋼製品の原材料として使用する場合
  - ③ 廃プラスチック類を高炉で用いる還元剤に再生し、これを利用する場合（④の場合を除く。）
  - ④ 廃プラスチック類をコークス炉においてコークス及び炭化水素油に再生し、これらを利用する場合
  - ⑤ 廃肉骨粉（化製場から排出されるものに限る。）に含まれるカルシウムをセメントの原材料として使用する場合
  - ⑥ 廃木材（廃棄物となった木材で、容易に腐敗しないように適切な除湿の措置を講じたものに限る。）を鉄鋼の製造の用に供する転炉その他の製鉄所の施設において溶銑に再生し、かつ、これを鉄鋼製品の原材料として使用する場合（構造改革特別区域法第2条第1項に規定する構造改革特別区域のみに限定）
  - ⑦ 金属を含む廃棄物（当該金属を原材料として使用することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限る。）から、鉋物又は鉋物の製錬若しくは精錬を行う工程で生ずる副生成物等を原材料として使用する非鉄金属の製錬若しくは精錬又は製鉄の用に供する施設において、金属を再生品として得る場合
- (5) 添付書類・図面には、目次を作成し、書類ごとに見出しを付け目次との関連付けを行うこと。
- (6) 添付書類は最新のものをを用いること。
- (7) 申請書本文及び添付書類・図面において空欄がある場合は「記入漏れ」なのか「該当なし」かの判断ができないため、該当しないものがある場合は「該当なし」と明確に記入すること。
- (8) 認定後、案件によっては、地方環境事務所及び関係都道府県又は市町村へも送付する追加資料（申請書類の複写）を必要部数提出していただく場合があること。
- (9) 認定を受けた者は、廃棄物処理基準に従って処理を行わなければならない等、廃棄物処理法上の規制の適用を受けることから、法令については再生利用認定制度も含めて、法全般について遵守すること。

## 2 登録免許税の支払い方法

本制度は登録免許税の課税対象となり、認定1件当たり15万円（新規申請のみ）を納付する必要がある。登録免許税の支払いは、環境省本省の区域の管轄が麴町税務署のため、麴町税務署宛で納付すること。麴町税務署で直接納付する以外は、各税務署で麴町税務署宛の納付書を入手し、指定の金融機関で必要金額を納付すること。

申請者は、登録免許税を支払った際の領収証書の原本を申請書類とともに提出する必要がある。支払い時期は、環境省から事前確認終了後、納付の指示を受けた後で差し支えない。

納付に当たっては、金額が3万円を超えることから現金納付に限られ、印紙納付はできない。また、申請書類に不備がある場合は、登録免許税の支払いを済ませていても申請書類は受理できないので、注意が必要である。

### ※登録免許税法（昭和46年法律第35条）第21条

登記等を受ける者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記等の申請書にはり付けて当該登記等に係る登記官署等に提出しなければならない。

### 3 本制度に関するお問い合わせ先

(1) 環境省本省

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 23 階  
資源循環課 電話 03-6206-1768

(2) 地方環境事務所（産業廃棄物に関する役員変更届、軽微変更届等）

● **北海道地方環境事務所資源循環課**

（管轄地域：北海道）

〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 3 F  
電話 011-299-3738

● **東北地方環境事務所資源循環課**

（管轄地域：青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県）

〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎 6 F  
電話 022-722-2871

● **関東地方環境事務所資源循環課**

（管轄地域：茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・静岡県）

〒330-9720 さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 6 階  
電話 048-600-0814

● **中部地方環境事務所資源循環課**

（管轄地域：富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・愛知県・三重県）

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-2  
電話 052-955-2132

● **近畿地方環境事務所資源循環課**

（管轄地域：滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）

〒530-0042 大阪市北区天満橋一丁目 8 番 75 号 桜ノ宮合同庁舎 4 階  
電話 06-6881-6502

● **中国四国地方環境事務所資源循環課**

（管轄地域：鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県）

〒700-0984 岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎 11 F  
電話 086-223-1584

● **中国四国地方環境事務所四国事務所資源循環課**

（管轄地域：徳島県・香川県・愛媛県・高知県）

〒760-0019 高松市サンポート 3-3-3 高松サンポート合同庁舎南館 2 F  
電話 087-811-7240

● **九州地方環境事務所資源循環課**

（管轄地域：福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県）

〒860-0047 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 B 棟 4 階  
電話 096-322-2410

注記 法 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

施行令 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）

規則 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）

# 再生利用認定申請

## 申請書等の記載例

様式A：再生利用認定申請書

様式B：変更認定申請書

様式C：廃止届出書

様式D：変更届出書

様式E：施設の廃止等届出書

様式F：再生利用報告書

様式G：一般（産業）廃棄物再生利用認定役員変更届出書

添付書類：様式1

様式8

様式18

様式19

# [記入例] 廃ゴムタイヤに係る再生利用認定申請書（様式A）

和暦で記入してください

〇〇年〇〇月〇〇日

環 境 大 臣 殿

一般廃棄物：「第9条の8第1項」と記載  
産業廃棄物：「第15条の4の2第1項」と記載

一般廃棄物：上段のみ記載（下段削除）  
産業廃棄物：下段のみ記載（上段削除）  
※以下同様。

申請者

住 所 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号  
氏名又は名称 ○〇株式会社  
代表者の氏名 代表取締役 環境 省太郎  
電話番号 ××-××××-××××

住所、名称等は登記等の表記に  
合わせ、省略しないこと。

※ 代表者印の  
押印は不要です。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の8第1項（第15条の4の2第1項）に規定する環境大臣の認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

|                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                           |                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| <p>[ 規則 第6条の6の2 第1号 ロ(1) ]<br/>[ 規則 第12条の12の7 ]<br/>再生利用を行う一般廃棄物及び産業廃棄物の種類及び性状</p>                                                | <p>種類：廃ゴムタイヤ<br/>性状：廃ゴムタイヤ（自動車用タイヤ）で丸タイヤまたはカットされたもの。</p>                                                                                                                                                                                                  |                             |
| <p>[ 規則 第6条の6の2 第1号 ロ(2) ]<br/>[ 規則 第12条の12の7 ]<br/>再生の方法</p>                                                                     | <p>焼成</p>                                                                                                                                                                                                                                                 |                             |
| <p>[ 規則 第6条の6の2 第1号 ロ(3) ]<br/>[ 規則 第12条の12の7 ]<br/>再生によって得ようとする物（以下「再生品」という。）の種類及び性状並びに当該再生品を適合させようとしている日本工業規格その他の規格等の名称及び内容</p> | <p>種類：ポルトランドセメント</p>                                                                                                                                                                                                                                      |                             |
|                                                                                                                                   | <p>性状：原料である石灰石と粘土類（粘土、珪石、鉄原料）を粉砕・焼成し、得られた鉱物（クリナー）に石膏を加えて粉砕したもの。</p>                                                                                                                                                                                       |                             |
|                                                                                                                                   | <p>日本工業規格：JIS R 5210 ポルトランドセメント</p>                                                                                                                                                                                                                       |                             |
| <p>[ 規則 第6条の6の2 第1号 ロ(4) ]<br/>[ 規則 第12条の12の7 ]<br/>再生品の利用方法並びに価格及び需要の見込み</p>                                                     | <p>利用方法</p>                                                                                                                                                                                                                                               | <p>再生品：ポルトランドセメントの生産・販売</p> |
|                                                                                                                                   | <p>価格</p>                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>1トン当たり〇〇円～〇〇円</p>        |
|                                                                                                                                   | <p>需要の見込み</p>                                                                                                                                                                                                                                             | <p>年間〇〇〇〇トン</p>             |
| <p>[ 規則 第6条の6の2 第1号 ロ(5) ]<br/>[ 規則 第12条の12の7 ]<br/>事業の規模</p>                                                                     | <p>セメント焼成炉（ロータリーキルン）を用いて廃ゴムタイヤをセメント原料として窯尻より投入し、1450℃以上で焼成してセメントを製造する。</p> <p>ロータリーキルン セメント製造能力：</p> <p>1号 〇〇〇 t／日<br/>2号 〇〇〇 t／日<br/>3号 〇〇〇 t／日<br/>合計 〇〇〇 t／日</p> <p>再生利用を行う一般廃棄物の処理能力：</p> <p>1号 〇〇 t／日<br/>2号 〇〇 t／日<br/>3号 〇〇 t／日<br/>合計 〇〇〇 t／日</p> |                             |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                         |                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>[ 規則 第6条の6の2 第1号 ハ ]<br/> [ 規則 第12条の12の7 ]<br/> 再生に係る事務所及び事業場の所在地</p>                                                                                                                                                                                                                                                                      | 事務所                                                                                                                                     | 〇〇株式会社<br>東京都千代田区霞が関一丁目2番2号                                                                                                                                 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 事業場                                                                                                                                     | 〇〇株式会社 〇〇工場<br>〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号                                                                                                                              |
| <p>[ 規則 第6条の6の2 第1号 ニ ]<br/> [ 規則 第12条の12の7 ]<br/> 法第7条第6項(第14条第6項)の許可を受けている場合には、当該許可に係る事業の範囲</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 一般廃棄物：「第7条第6項」と記載<br/> 産業廃棄物：「第14条第6項」と記載 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 一般廃棄物：「第8条第1項」と記載<br/> 産業廃棄物：「第15条第1項」と記載 </div> | 一般廃棄物<br>処分業の事業の範囲                                                                                                                      | 該当なし                                                                                                                                                        |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 産業廃棄物<br>処分業の事業の範囲                                                                                                                      | 産業廃棄物処分業事業範囲<br>・事業の区分：中間処理（焼成・焼却）<br>・産業廃棄物の種類：<br>（焼却）廃プラスチック類、汚泥、廃油<br>（焼成）燃え殻、ばいじん、<br>令第2条第13号の汚泥（無機性汚泥に限る）、鉱さい、<br>ガラスくず・コンクリートくず及び<br>陶磁器くず、金属くず、木くず |
| <p>[ 規則 第6条の6の2 第1号 ホ ]<br/> [ 規則 第12条の12の7 ]<br/> 法第8条第1項(第15条第1項)の許可を受けている場合には、当該許可に係る施設の種類の</p>                                                                                                                                                                                                                                            | 一般廃棄物<br>処理施設の<br>種類                                                                                                                    | 該当なし                                                                                                                                                        |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 産業廃棄物<br>処理施設の<br>種類                                                                                                                    | 焼却施設                                                                                                                                                        |
| <p>[ 規則 第6条の6の2 第1号 ヘ(1) ]<br/> [ 規則 第12条の12の7 ]<br/> 施設の設置の場所</p>                                                                                                                                                                                                                                                                            | 〇〇株式会社 〇〇工場<br>セメント焼成炉<br>1号キルン：〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号<br>2号キルン：〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号<br>3号キルン：〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号                                       |                                                                                                                                                             |
| <p>[ 規則 第6条の6の2 第1号 ヘ(2) ]<br/> [ 規則 第12条の12の7 ]<br/> 施設の種類の</p>                                                                                                                                                                                                                                                                              | セメント焼成炉                                                                                                                                 |                                                                                                                                                             |
| <p>[ 規則 第6条の6の2 第1号 ヘ(3) ]<br/> [ 規則 第12条の12の7 ]<br/> 施設の処理能力</p>                                                                                                                                                                                                                                                                             | ロータリーキルン セメント製造能力：1号 〇〇〇 t/日<br>2号 〇〇〇 t/日<br>3号 〇〇〇 t/日<br><br>再生利用を行う一般廃棄物の処理能力：<br>1号 〇〇 t/日<br>2号 〇〇 t/日<br>3号 〇〇 t/日<br>合計 〇〇〇 t/日 |                                                                                                                                                             |

|                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>[ 規則 第6条の6の2 第1号 へ(4) ]</p> <p>[ 規則 第12条の12の7 ]</p> <p>施設の位置、構造等の設置に関する計画</p> | <p>セメント焼成炉1, 2, 3号キルン（既設施設）を使用する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                                                                                  | <p>施設の位置   〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号</p> <p>施設の技術上の規準（規則第4条、第12条、第12条の2）適合状況</p> <p>【規則第4条第1項第1号】<br/>【規則第12条第1項第1号】</p> <p>自重、積載荷重その他の加重、地震力及び温度応力に対して構造上安全であること。<br/>——添付資料18（3）設計計算書により、<br/>構造耐力上安全である。</p> <p>【規則第4条第1項第1号】<br/>【規則第12条第1項第1号】</p> <p>廃棄物、廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること</p> <p>——排ガス<br/>プレヒーター及びセメント焼成炉は、機器内面を耐火物で覆っており、かつ排ガスに含まれる腐食性のある硫黄分は、原料（石灰石、カルシウム）に吸着されるため、機器の腐食は防止される。</p> <p>排水<br/>雨水・生活排水及び設備の冷却水のみであり、機器の腐食のおそれは非常に少ない。</p> <p>薬剤<br/>施設内において、薬剤の使用はない。</p> <p>※ 以下、同様に該当する施設の技術上の規準について、適合状況を記載すること。</p> |

|                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>[ 規則 第6条の6の2 第1号 へ(5) ]</p> <p>[ 規則 第12条の12の7 ]</p> <p>施設の維持管理に関する計画</p>                                                                              | <p>施設の維持管理の技術上の規準（規則第4条の5、第12条の6、第12条の7）適合状況</p> <p>【規則第12条の6第1項第1号】<br/>受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。<br/>——産業廃棄物の受け入れの際には、計量を行う。</p> <p>【規則第4条の5第1項第1号】<br/>【規則第12条の6第1項第2号】<br/>施設への廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと<br/>——受け入れる廃棄物は全て計量を行い、施設の処理能力〇〇トン／日を超えないように廃棄物を投入する。</p> <p>※ 以下、同様に該当する施設の維持管理上の技術上の規準について、適合状況を記載すること。</p> |
| <p>[ 規則 第6条の6の2 第1号 へ(6) ]</p> <p>[ 規則 第12条の12の7 ]</p> <p>施設を設置しようとする場合には、着工予定年月日及び使用開始予定年月日</p>                                                         | <p>該当なし</p> <p>セメント焼成炉1, 2, 3号キルン（既設施設）を使用する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <p>【担当者情報】</p> <p>①氏 名：環境 花子</p> <p>②住 所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番地2号</p> <p>③所 属：〇〇株式会社 〇〇部 〇〇課</p> <p>④連絡先：TEL：03-XXXX-XXXX<br/>Mail：XXX@XXX.XX.XX</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

※ 規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）

# 〔記入例〕 廃ゴムタイヤに係る再生利用認定の変更の申請書（様式B）

和暦で記入してください

〇〇年〇〇月〇〇日

環 境 大 臣 殿

一般廃棄物：「第9条の8第1項」と記載  
産業廃棄物：「第15条の4の2第1項」と記載

一般廃棄物：「第9条の8第6項」と記載  
産業廃棄物：「第15条の4の2第3項において準用する第9条の8第6項」と記載

一般廃棄物：上段のみ記載（下段削除）  
産業廃棄物：下段のみ記載（上段削除）  
※以下同様。

申請者

住 所 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号  
氏名又は名称 〇〇株式会社  
代表者の氏名 代表取締役 環境 省太郎  
電話番号 ××-××××-××××

住所、名称等は登記等の表記に  
合わせ、省略しないこと。

※ 代表者印の  
押印は不要です。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の8第1項（第15条の4の2第1項）の認定に係る以下の事項について変更したく、同法（第15条の4の2第3項において準用する）第9条の8第6項の規定により、関係書類及び図面を添えて申請します。

|                                                                                                                     |                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>〔規則 第6条の7 第1項 第2号〕<br/>〔規則 第12条の12の7〕<br/>認定の年月日及び認定番号</p>                                                       | <p>認定年月日：〇〇年〇〇月〇〇日<br/>認定番号：〇〇年第〇〇号</p> <p>和暦で記入してください</p>                                                             |
| <p>〔規則 第6条の7 第1項 第3号〕<br/>〔規則 第12条の12の7〕<br/>変更に係る施設の設置の場所</p>                                                      | <p>〇〇株式会社 〇〇工場<br/>〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号</p>                                                                                 |
| <p>〔規則 第6条の7 第1項 第4号〕<br/>〔規則 第12条の12の7〕<br/>変更に係る施設の種類</p>                                                         | <p>セメント焼成炉（ロータリーキルン）</p>                                                                                               |
| <p>〔規則 第6条の7 第1項 第5号〕<br/>〔規則 第12条の12の7〕<br/>変更の内容</p>                                                              | <p>再生利用施設（1号キルン）の処理能力の変更</p> <p>1号キルン 〇t/日から〇t/日に変更<br/>2号キルン 〇t/日から変更なし<br/>3号キルン 〇t/日から変更なし<br/>合計 〇t/日から〇t/日に変更</p> |
| <p>〔規則 第6条の7 第1項 第6号〕<br/>〔規則 第12条の12の7〕<br/>変更の理由</p>                                                              | <p>〇〇設備の設置に伴い、処理能力の増量が可能となったため。</p>                                                                                    |
| <p>〔規則 第6条の7 第1項 第7号〕<br/>〔規則 第12条の12の7〕<br/>変更のための工事の着工予定年月日及び変更後の使用開始予定年月日</p>                                    | <p>着工予定年月日：〇〇年〇〇月〇〇日<br/>使用開始予定年月日：〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>和暦で記入してください</p>                                                    |
| <p>〔規則 第6条の7 第2項 第1号〕<br/>〔規則 第12条の12の7〕<br/>令第5条の7（第7条の6）に規定する認定証</p> <p>一般廃棄物：「第5条の7」と記載<br/>産業廃棄物：「第7条の6」と記載</p> | <p>【添付資料1】参照</p>                                                                                                       |

|                                                                                                                                                             |                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| <p>[ 規則 第6条の7 第2項 第2号 ]</p> <p>[ 規則 第12条の12の7 ]</p> <p>変更後の施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図</p>                                            | <p>【添付資料2】参照</p> |
| <p>[ 規則 第6条の7 第2項 第3号 ]</p> <p>[ 規則 第12条の12の7 ]</p> <p>処理行程に変更がある場合には、変更後の処理工程図</p>                                                                         | <p>【添付資料3】参照</p> |
| <p>[ 規則 第6条の7 第2項 第4号 ]</p> <p>[ 規則 第12条の12の7 ]</p> <p>施設を変更しようとする場合には、当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類</p>                                     | <p>該当なし。</p>     |
| <p>【担当者情報】</p> <p>①氏 名：環境 花子</p> <p>②住 所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番地2号</p> <p>③所 属：〇〇株式会社 〇〇部 〇〇課</p> <p>④連絡先：TEL：03-XXXX-XXXX</p> <p>Mail：XXX@XXX.XX.XX</p> |                  |

※ 規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）











事業計画概要

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要          | <p>廃ゴムタイヤを丸タイヤ又はカット品の状態で、セメント焼成炉の窯尻部より自動投入装置により投入し、セメント原料の一部（鉄原料）として天然原料とともに1,450℃以上で焼成し、セメント製品として再生利用する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 再生利用者         | 〇〇株式会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 再生利用を行う廃棄物の種類 | 廃ゴムタイヤ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 再生の方法         | 焼成                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 再生品の種類        | ポルトランドセメント                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 再生利用フロー       | <pre> graph TD     A[石灰石] --&gt; D[乾燥 (ドライヤ)]     B[粘土] --&gt; D     C[珪石] --&gt; D     E[鉄原料] --&gt; D     F[廃ゴムタイヤ] --&gt; D     D --&gt; G[混合・粉砕 (原料ミル)]     G --&gt; H[予熱・仮焼 (プレヒータ)]     H --&gt; I[焼成 (ロータリーキルン)]     J[廃肉骨粉] --&gt; I     K[鉄原料] --&gt; I     I --&gt; L[冷却 (クリンカーウ)]     L --&gt; M[石膏]     L --&gt; N[クリンカ]     M --&gt; O[粉砕 (セメントミル)]     N --&gt; O     O --&gt; P[セメント]     </pre> |
| 設置場所          | <p>セメント焼成炉 1 号キルン：〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号<br/> セメント焼成炉 2 号キルン：〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号<br/> セメント焼成炉 3 号キルン：〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

|        |                                               |                                                                               |                                                                                                                                                 |      |
|--------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 再生施設諸元 | 施設名                                           | 台数                                                                            | 能力                                                                                                                                              | 設置場所 |
|        | セメント焼成炉<br>工場内に既設のキルン全て                       | 3基                                                                            | セメント製造能力：<br>1号 〇〇〇t/日<br>2号 〇〇〇t/日<br>3号 〇〇〇t/日<br>合計 〇〇〇t/日<br>再生利用を行う一般廃棄物<br>及び産業廃棄物の処理能力：<br>1号 〇〇t/日<br>2号 〇〇t/日<br>3号 〇〇t/日<br>合計 〇〇〇t/日 | 屋外   |
| 都市計画   | 市街化区域（準工業地域）                                  |                                                                               |                                                                                                                                                 |      |
| 環境保全対策 | 水質汚染                                          | 工場からの排水は、生活排水、雨水、設備の冷却水（密封された配管内を通るため、原料や廃棄物等との接触はない。）だけであり、生活環境に影響を与えるものはない。 |                                                                                                                                                 |      |
|        | 大気汚染                                          | 排ガスに含まれる硫黄分はプレヒータで原料に吸着させる。また、ばいじんは電気集塵機で捕集後セメント原料に再利用する。                     |                                                                                                                                                 |      |
|        | 悪臭                                            | 800℃以上の高温燃焼・焼却により悪臭の発散はない。                                                    |                                                                                                                                                 |      |
|        | 振動                                            | 十分な基礎重量を確保しており、必要に応じて防振ゴム等を取り付けると共に低速回転機器を使用することで振動の発生を防止する。                  |                                                                                                                                                 |      |
|        | 騒音                                            | 施設は敷地境界線から離れた位置に設置しており、必要に応じてサイレンサーを取り付けることにより騒音の発生を防止する。                     |                                                                                                                                                 |      |
|        | 飛散                                            | 吸引ファンにて施設内を大気圧以下とし発塵を防止する。                                                    |                                                                                                                                                 |      |
|        | 流出                                            | 吸引ファンにて施設内を大気圧以下とし施設からの漏れ出しを防止する。                                             |                                                                                                                                                 |      |
|        | 地下浸透                                          | 廃ゴムタイヤによる汚水は生じないので、地下への浸透はない。                                                 |                                                                                                                                                 |      |
| 作業時間   | 0時～24時                                        |                                                                               |                                                                                                                                                 |      |
| 添付図    | 図―1：位置図（〇〇県全域）<br>図―2：位置図（〇〇市付近）<br>図―3：工場平面図 |                                                                               |                                                                                                                                                 |      |

和暦で記入してください

〔記入例〕（様式8）  
〇〇年〇〇月〇〇日

環境大臣 殿

## 誓 約 書

当社における監査役を含む全役員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからチ（第14条第5項第2号イ又はロ）に該当しないことを誓約します。

一般廃棄物：第7条第5項第4号イからチを使用  
産業廃棄物：第14条第5項第2号イ又はロを使用

住 所 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

名 称 〇〇株式会社

代表者の氏名 代表取締役 環境 省太郎

※ 代表者印の  
押印は不要です。

再生利用施設の概要

|              |      |                                                                                           |
|--------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 廃棄物の種類       |      | 廃ゴムタイヤ                                                                                    |
| 再生の方法        |      | 廃ゴムタイヤを原料として窯尻へ投入し、1,450℃以上で焼成してセメントを製造する。                                                |
| 土地所有者        |      | 本人（自社所有地）                                                                                 |
| 都市計画         |      | 1 市街化区域（工業専用地域）<br>2 市街化調整区域<br>3 未線引き区域<br>4 計画区域外                                       |
| 処理施設         | 種類   | セメント焼成炉                                                                                   |
|              | 型式   | 1号 ニューサスペンションプレヒータ付ロータリーキルン<br>2, 3号 サスペンションプレヒータ付ロータリーキルン                                |
|              | 設置場所 | セメント焼成1号キルン：〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号<br>セメント焼成2号キルン：〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号<br>セメント焼成3号キルン：〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号 |
|              | 処理能力 | キルン生産能力 [t/日] 1号：〇〇 2号：〇〇 3号：〇〇 合計：〇〇〇<br>廃ゴムタイヤ予定処理量[t/日] 1号：〇〇 2号：〇〇 3号：〇〇 合計：〇〇〇       |
| 環境保全対策       | 水質汚染 | 工場からの排水は、生活排水、雨水、設備の冷却水（密封された配管内を通るため、原料や廃棄物等との接触はない。）だけであり、生活環境に影響を与えるものはない。             |
|              | 大気汚染 | 排ガスに含まれる硫黄分はプレヒータで原料に吸着させる。また、ばいじんは電気集塵機で捕集後セメント原料に再利用する。                                 |
|              | 悪臭   | 800℃以上の高温燃焼・焼却により悪臭の発散はない。                                                                |
|              | 振動   | 十分な基礎重量を確保しており、必要に応じて防振ゴム等を取り付けると共に低速回転機器を使用することで振動の発生を防止する。                              |
|              | 騒音   | 施設は敷地境界線から離れた位置に設置しており、必要に応じてサイレンサーを取り付けることにより騒音の発生を防止する。                                 |
|              | 飛散   | 吸引ファンにて施設内を大気圧以下とし発塵を防止する。                                                                |
|              | 流出   | 吸引ファンにて施設内を大気圧以下とし施設からの漏れ出しを防止する。                                                         |
|              | 地下浸透 | 廃ゴムタイヤによる汚水は生じないので、地下への浸透はない。                                                             |
| 処分後の廃棄物の処理方法 |      | セメント原料となるため廃棄物は発生しない。                                                                     |
| その他          | 作業時間 | 0時～24時                                                                                    |
|              | 責任者  | 〇〇株式会社 〇〇工場 製造部長                                                                          |
|              | 備考   |                                                                                           |

※規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

## 一般廃棄物の再生利用施設生活環境調査

### 1. 一般廃棄物再生利用施設生活環境調査項目の現状及びその把握

以下に示すとおり大気汚染、水質汚濁等に関する周辺地域の生活環境に及ぼす影響は、現状と変化はないといえるため、生活環境影響調査結果の報告に替えて現況調査結果を報告する。

- (1) 再生利用施設は1号：〇〇t/h、2号：〇〇t/h、3号：〇〇t/hのセメント焼成炉3基であり、廃棄物再生利用以前と日産数量は同等である。
- (2) セメントの原料は石灰石及び粘土類（粘土、珪石、鉄原料）であり、再生利用する一般廃棄物は原料代替（鉄原料）として窯尻へ投入される。再生利用する一般廃棄物の使用により原料量は増加せず、現状使用の原料が同量減少し、全体の原料量は一般廃棄物の再生利用以前と同等である。
- (3) 原燃料の受入れ、製品の出荷は、海送の船舶と陸送の車及びベルトコンベアがあるが、再生利用する一般廃棄物は原料の代替であるため、原燃料及び製品の物流量は一般廃棄物再生利用使用以前と同等量である。
- (4) 一般廃棄物再生利用による、大気汚染、水質汚濁等の環境対策は、既に実施済みである対策により対応できる。（対策の詳細は18（1）「再生利用施設の概要」を参照）

### 2. 排出状況と排出基準

現在の排出状況と排出基準を項目別に以下に示す。

#### (1) 大気汚染

##### 1) 硫黄酸化物について

ばい煙中の硫黄酸化物の排出量は、添付資料「測定結果1」に示すように

- 1号キルン 2.0～51m<sup>3</sup>N/h
- 2号キルン 2.2～27m<sup>3</sup>N/h
- 3号キルン 6.0～38m<sup>3</sup>N/h

であり、排出基準

- |       |                |                         |
|-------|----------------|-------------------------|
| 1号キルン | スラグ乾燥なし時：      | 298m <sup>3</sup> N/h以下 |
|       | スラグ乾燥有り時：1号E P | 235m <sup>3</sup> N/h以下 |
|       | 2号E P          | 139m <sup>3</sup> N/h以下 |
| 2号キルン |                | 327m <sup>3</sup> N/h以下 |
| 3号キルン |                | 327m <sup>3</sup> N/h以下 |

を下回っている。

尚、このように排出量が少ない理由としては、セメントの原料中にはカルシウム分が多く含まれ、これらに硫黄分が吸収されるためである。

##### 2) 窒素酸化物について

ばい煙中の窒素酸化物濃度は、資料「測定結果1」に示すように、

- 1号キルン 270～460ppm
- 2号キルン 180～470ppm
- 3号キルン 180～480ppm

であり、排出基準の480ppm以下を満足している。

##### 3) 浮遊粒子状物質（ばいじん）について

ばい煙中の浮遊粒子状物質（ばいじん）の排出量は、資料「測定結果1」に示すように、

- 1号キルン 0.002～0.065g/m<sup>3</sup>N
- 2号キルン 0.001～0.064g/m<sup>3</sup>N
- 3号キルン 0.001～0.065g/m<sup>3</sup>N

であり、排出基準の0.10g/m<sup>3</sup>N以下を満足している。

#### 4) ダイオキシン類について

ばい煙中のダイオキシン類濃度は、資料「測定結果2」に示すように、

1号キルン 0.0 ng-TEQ/m<sup>3</sup>N (〇〇年〇〇月測定)

2号キルン 0.0 ng-TEQ/m<sup>3</sup>N (〇〇年〇〇月測定)

3号キルン 0.0 ng-TEQ/m<sup>3</sup>N (〇〇年〇〇月測定)

であり、一般廃棄物再生利用の基準である0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N 以下(省令第六条の四 第九項に定める基準)を十分に満足している。

#### 5) 塩化水素について

当工場の再利用施設はセメント焼成炉であるため、ばい煙中の塩化水素濃度に大気汚染防止法による排出基準の適用はない。

尚、当工場の塩化水素濃度は、資料「測定結果1」に示すように、1、2、3号キルン全て<30mg/m<sup>3</sup>N (〇〇年〇〇月測定)と測定下限以下であり、大気汚染防止法上での廃棄物焼却炉の排出基準値である700mg/m<sup>3</sup>N 以下を十分に満足している。

### (2) 水質汚濁

工場からの排水は雨水・生活排水および設備の冷却水(密閉された配管内(クローズド)を通るため原料や廃棄物には接触しない)であり、生活に影響を及ぼすものはない。しかし工場から排出される水に対しては自主的に水素イオン濃度計、油膜検知器を設置し常時連続監視を行っている。

### 3. 一般廃棄物を再生利用することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響

一般廃棄物再生利用することにより、周辺地域の生活環境に及ぼす影響を、項目別に評価した結果を以下に示す。

#### (1) 大気汚染

最近の銀座町の大気関係の環境値は各項目について下表のとおりであり、環境基準値を十分満足している。一方、一般廃棄物再生利用(廃ゴムタイヤの再生利用)により排ガス量に増減はなく、またこの時の乾燥工程、焼成工程にも特に変化はないため、再生利用施設からのばい煙発生量(硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじん)は変わらないことを合わせると、付近の環境への影響はほとんど変化しないと考えられる。

#### 1) 硫黄酸化物

〇〇市の測定局測定値は、環境基準(1日平均値)の0.04ppm以下を満足している。

| 二酸化硫黄                  |                                             |          |             |
|------------------------|---------------------------------------------|----------|-------------|
| 環境基準値                  | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下である。 |          | 和暦で記入してください |
| 〇〇市測定局<br>(日平均値の2%除外値) | 〇〇年度                                        | 〇〇年度     | 〇〇年度        |
|                        | 0.003ppm                                    | 0.003ppm | 0.006ppm    |

#### 2) 窒素酸化物について

〇〇市の測定局測定値は、環境基準(1日平均値)の0.04ppm~0.06ppmを満足している。

| 二酸化窒素                   |                                               |           |          |
|-------------------------|-----------------------------------------------|-----------|----------|
| 環境基準値                   | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下である。 |           |          |
| 〇〇市測定局<br>(日平均値の年間98%値) | 〇〇年度                                          | 〇〇年度      | 〇〇年度     |
|                         | 0.016ppm                                      | 0.015 ppm | 0.031ppm |

3) 浮遊粒子状物質（ばいじん）について

〇〇市の測定局測定値は、環境基準（1日平均値）の $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下を満足している。

| 浮遊粒子状物質                |                                                                                         |                             |                             |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 環境基準値                  | 1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下である。 |                             |                             |
| 〇〇市測定局<br>(日平均値の2%除外値) | 〇〇年度                                                                                    | 〇〇年度                        | 〇〇年度                        |
|                        | $0.022\text{mg}/\text{m}^3$                                                             | $0.021\text{mg}/\text{m}^3$ | $0.044\text{mg}/\text{m}^3$ |

4) ダイオキシン類について

セメント焼成炉は、 $1450^\circ\text{C}$ の高温で焼成し、かつ、排ガスは電気集塵機の入口で $200^\circ\text{C}$ 以下に急冷されるため、2項の「排出状況と排出基準」に示したように、ダイオキシン類が発生し難い。よって、一般廃棄物再生利用（廃ゴムタイヤの再生利用）においても、周辺地域の生活環境に及ぼす影響には変化はないと考えられる。

5) 塩化水素について

塩素分は、セメントの原料中に多量に含まれるカルシウム分に取り込まれるため、その結果、2.「排出状況と排出基準」に示したように、ばい煙中の塩化水素濃度は極めて少なくなる。よって、一般廃棄物再生利用（廃ゴムタイヤの再生利用）においても、周辺地域の生活環境に及ぼす影響には変化はないと考えられる。

(2) 水質汚濁

一般廃棄物再生利用（廃ゴムタイヤの再生利用）には、新たに排水を発生させる施設がないので、工場からの排水は現状と同じ雨水・生活排水および設備の冷却水（密閉された配管内(クローズド)を通るため原料や廃棄物には接触しない）であり、周辺地域の生活環境に及ぼす影響には変化はないと考えられる。